



# インボイス制度 対策講習会

## ～令和5年度税制改正大綱による一部変更を受けて～

2023(令和5)年10月1日から導入開始予定のインボイス制度(適格請求書等保存方式)については、このほど与党が令和5年度税制改正大綱で一部変更を公表し、同大綱に基づく税制改正関連法案が1月の通常国会で審議されることとなりました。小規模事業者への経過措置として負担軽減・激変緩和の措置や特例が講じられているものの、運用・事務手続は複雑化する見通しです。

消費税の課税・免税を問わず事業者の皆様におかれては、内容を正確に把握するとともに、自社の取引関係も踏まえ適切に対応していく必要があります。

本講習会では、同大綱におけるインボイス制度の変更内容について解説いたしますので、是非ご参加ください。

主な変更点

- ☑ 2023(令和5)年10月1日から2026(同8)年9月30日までの期間に免税事業者からインボイス発行事業者になった場合、同期間における消費税納付額を2割に軽減
- ☑ 課税売上高1億円以下の事業者は少額取引(1万円未満)に対してインボイス不要に
- ☑ 税込1万円未満の売上返還に対しては返還インボイスの交付が不要に
- ☑ 登録申請が遅れる際の「困難な事情」の記載不要など登録申請手続の柔軟化

日時：2023(令和5)年1月19日(木) 13:30～15:30

※1月20日(金)～2月10日(金)の間は講習会動画を視聴できます。(要申込)

場所：ホテル日航プリンセス京都 3階 ロース

(京都市下京区烏丸高辻東入/地下鉄「四条駅」5番出口より徒歩3分、

※ 公共交通機関をご利用ください)

開催方法：会場定員 70名/動画配信視聴(期間：1月20日(金)～2月10日(金))

講師：税理士法人りたつくす 代表社員 税理士 久乗 哲氏

内容：①インボイス制度概要 ②令和5年度税制改正大綱で変更された点など

申込方法：以下のURLから必要事項を入力の上、お申し込みください。

([https://www.kyo.or.jp/kyoto/ac/event\\_118663.html](https://www.kyo.or.jp/kyoto/ac/event_118663.html))

FAXの場合は本紙下欄に必要事項を記入の上、ご送信ください(会場参加のみ)

申込締切：会場参加⇒1月10日(火)17時、動画配信視聴⇒2月9日(木)17時

その他：・参加証は発行致しませんので、当日、直接会場にお越しください。

・会場定員超過後にお申込みの場合は、動画視聴をご案内いたします。

・会場参加当日はマスク着用や検温・手指消毒等にご協力ください。

・会場参加は1事業所につき1名とさせていただきます。

問合せ先：京都商工会議所 中小企業支援部 ビジネスサポートデスク(田中・山田)

TEL：075-341-9790

消費税納付の際、仕入先等が発行するインボイスがないと、仕入税額控除が受けられなくなります！

参加  
無料



こちらからもお申込みいただけます

【インボイス制度 対策講習会 会場参加 FAX申込書】  
京都商工会議所 ビジネスサポートデスク行 (FAX：075-341-9797)  
※動画配信視聴ご希望の場合は本所HPよりお申し込みください。

社名・屋号：	業種(自社の事業内容)：	業( )
所属・役職名：	氏名：	
所在地：(〒 - )		
E-mail：	TEL：	
①～③についてどちらかに○を付けてください	① 適格請求書発行事業者 登録済み / 未登録	
	② 課税事業者 / 免税事業者	③ 京商会員 / 一般事業所

※ご記入いただいた個人情報は本事業の管理・運営、主催者の各種連絡や情報提供に利用させていただくほか、講師に参加者名簿として提供する場合があります。

また本事業は京都市の補助金を受けて実施しているため、京都市に参加者名簿(事業所名・役職・氏名)を提供する場合があります。